羽生市地形図 １７

地区計画－地区整備計画図

平成二十年三月作成

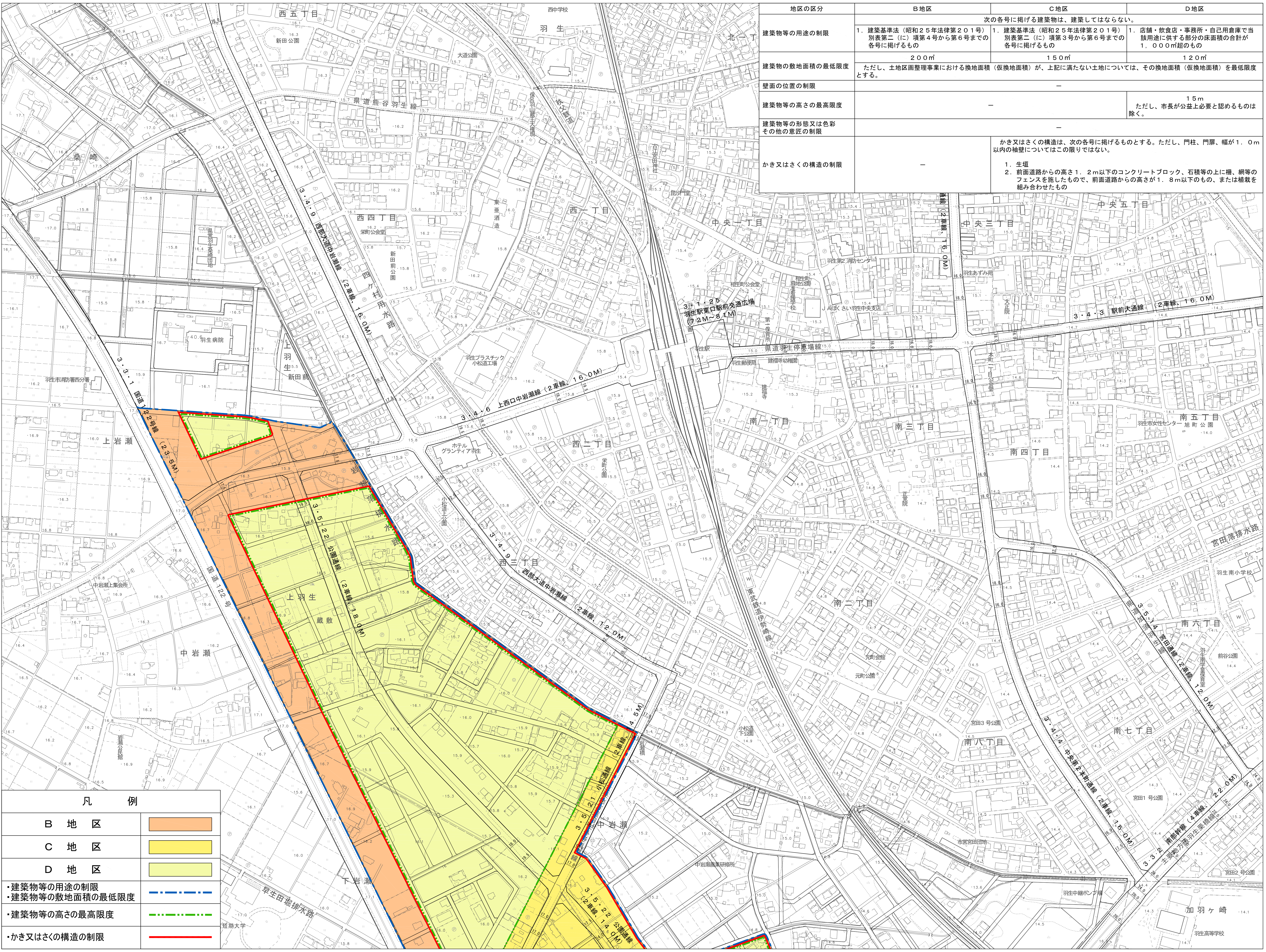
西五丁目
羽生
新田公園
大道公園
北一丁目
県道熊谷羽生線
秦崎
西四丁目
3・4・9 西部大通中岩瀬線（2車線、16.0M）
新田前公園
西一丁目
中央一丁目
中央三丁目
中央五丁目
3・1・25 羽生駅東口駅前交通広場（7.2M～8.1M）
3・4・3 駅前大通線（2車線、16.0M）
羽生病院
上羽生新田前
県道羽生停車場線
羽生駅
3・4・6 上西口中岩瀬線（2車線、16.0M）
3・3・1 国道122号線（23.5M）
上岩瀬
ホテルグランディア羽生
西二丁目
南一丁目
南三丁目
南五丁目
南四丁目
3・5・22 公園通線（2車線、18.0M）
西三丁目
3・4・9 西部大通中岩瀬線（2車線、12.0M）
宮田落排水路
羽生南小学校
上羽生
蔵敷
国道122号
中岩瀬
南二丁目
南六丁目
3・5・4 宮田通線（2車線、12.0M）
南七丁目
南八丁目
3・4・4 中央南２本町通線（2車線、16.0M）
3・5・21 小松通線
3・5・22 公園通線（2車線、14.0M）
3・3・2 東部幹線（4車線、22.0M）
下岩瀬
早生田堀排水路
短期大学
加羽ヶ崎
羽生高等学校

地区の区分	Ｂ地区	Ｃ地区	Ｄ地区
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １．建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第二（に）項第４号から第６号までの各号に掲げるもの	１．建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第二（に）項第３号から第６号までの各号に掲げるもの	１．店舗・飲食店・事務所・自己用倉庫で当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００㎡超のもの
建築物の敷地面積の最低限度	２００㎡ ただし、土地区画整理事業における換地面積（仮換地面積）が、上記に満たない土地については、その換地面積（仮換地面積）を最低限度とする。	１５０㎡	１２０㎡
壁面の位置の制限	－		
建築物等の高さの最高限度	－		１５ｍ ただし、市長が公益上必要と認めるものは除く。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	－		
かき又はさくの構造の制限	－	かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱、門扉、幅が１．０ｍ以内の袖壁についてはこの限りではない。 １．生垣 ２．前面道路からの高さ１．２ｍ以下のコンクリートブロック、石積等の上に柵、網等のフェンスを施したもので、前面道路からの高さが１．８ｍ以下のもの、または植栽を組み合わせたもの	

凡　例	
Ｂ 地 区	🟧
Ｃ 地 区	🟨
Ｄ 地 区	🟩
・建築物等の用途の制限 ・建築物等の敷地面積の最低限度	‐・‐・‐
・建築物等の高さの最高限度	‐・・‐・・‐
・かき又はさくの構造の制限	―

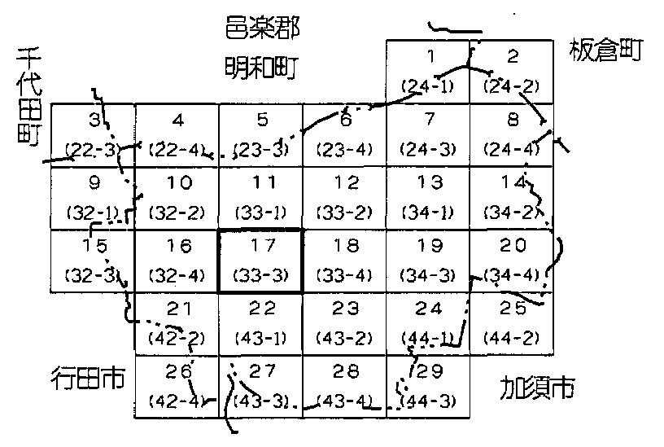
群馬県
邑楽郡明和町
板倉町
行田市
加須市
埼玉県

記号

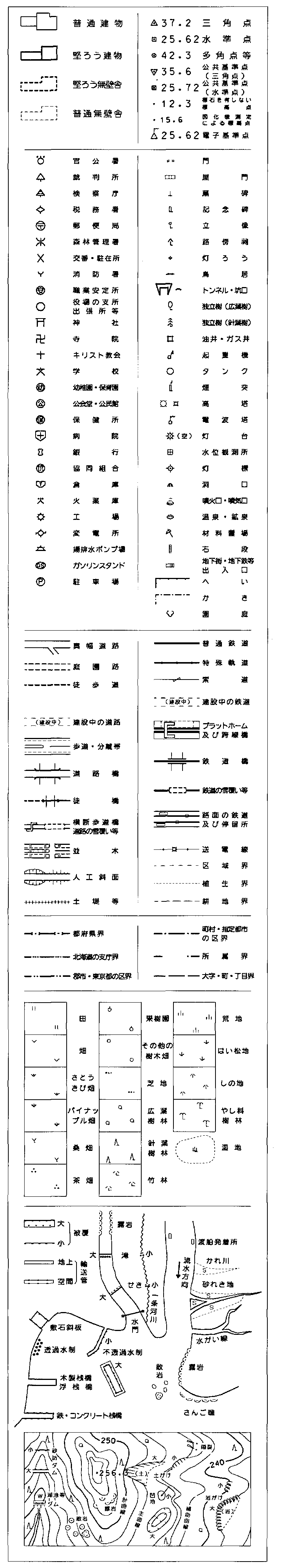

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅸ座標系、
平面直角座標値は、世界測地系による
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０.５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

国際航業株式会社調製

平成２０年測量

（１）

（１）撮　影　平成１９年１０月
　　　現　調　平成１９年１２月

１：２,５００

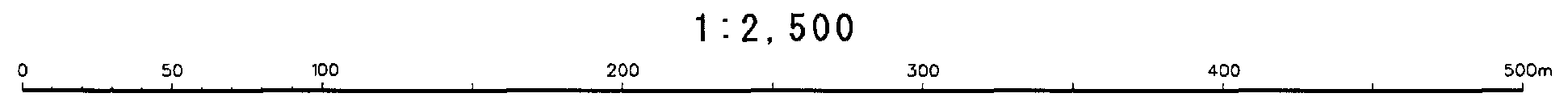
0
50
100
200
300
400
500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）　平１９　関公　第２７０号　」

著作権所有兼発行者　羽　生　市

許可なく複製を禁ずる

NO.17
（IX-JD33-3）